

## 宇治市男女共同参画計画「第5次UJIあさぎりプラン〔初案〕」に対する 意見募集結果及び宇治市男女共同参画審議会答申を受けた最終案について

### 1 意見募集等の結果について

#### (1) 募集期間

令和2年11月20日（金）から令和2年12月19日（土）まで

#### (2) 提出者数 18人（個人17人、1法人）

①持参	3人
②郵送	0人
③FAX	7人
④電子メール	7人
⑤市民の声投書箱	1人

#### (3) 意見数

①基本方向1「多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透」について	12件
②基本方向2「あらゆる分野における女性活躍の推進」について	5件
③基本方向3「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現」について	4件
④基本方向4「安全・安心な暮らしの実現」について	9件
⑤基本方向5「協働による男女生き生きまちづくりの推進」について	0件
⑥「計画の推進にかかる目標値」について	9件
⑦その他	20件
	<u>合計59件</u>

#### (4) 意見の内容とそれに対する本市の考え方

資料1

#### (5) 宇治市男女共同参画計画「第5次UJIあさぎりプラン〔初案〕」の修正箇所

資料2

### 2 宇治市男女共同参画計画「第5次UJIあさぎりプラン〔最終案〕」について

資料3

宇治市男女共同参画計画「第5次UJIあさぎりプラン(初案)」に対して寄せられたご意見とそれに対する本市の考え方

資料 1

①基本方向1「多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透」について(12件)

方向	ご意見の内容	本市の考え方	初案の変更
①-1	<p><b>【初案 P20, P22】</b> 男女共同参画社会を実現するための意識づくりの活動が男女共同参画を実践できる地域社会の実現を目指して、宇治市全体に広めてほしい。啓発活動・男女平等の推進、特に大切なのは男性の意識改革である。地域において新たな視点に立った施策や活動の中で男女共同参画の重要性が十分認識されているとはいえない。宇治市男女共同参画独自の啓発活動・新しい取り組みを計画、実現してほしい。地域の男女の情報の受発信や社会経済活動を実践する場づくり及び相談・サポート等の様々な事業を実施すべきである。宇治市民に啓蒙活動を行っていないと、一般住人にはまだまだ理解されていない。女性も男性も固定的な役割分担にとらわれず、様々な活動に参画していける条件を整備していくことが必要である。個人がどのような生き方を選択しても中立的に働くよう、社会制度・慣行について個人単位の考え方に改める。男女共同参画の実現の大きな障害の1つは人々の意識の中に長い時間をかけて形作られた性別に基づく固定的な役割分担意識である。</p>	<p><b>【最終案 P20】</b> 男女共同参画社会を実現するための意識啓発、男性の意識改革、地域での様々な事業への支援、固定的な性別役割分担意識の解消等は、あらゆる手法で啓発を進めていく必要があると考えています。全体にかかわることからP20重点課題に広報啓発について、文章を記載します。</p>	有
①-2	<p><b>【初案 P20】</b> 取り組む重点課題には、日本国憲法をすべての基本におき、幼少期、小学校、中学校における人権教育の重要性を文章の中にいれてほしい。</p>	<p><b>【最終案 P20】</b> 憲法は、すべての施策等の基本です。人権教育については、男女共同参画の基礎となる重要な事項であり、幼少期から取り組む必要があります。全体に関わることから、P20重点課題に、人権教育の充実として記載します。</p>	有
①-3	<p><b>【初案 P22】</b> 第4次では、根幹的な課題の中に「性別に起因する差別的取扱いの排除」が入っていたが、第5次では入っていない。現在女性の置かれている立場は無意識な偏見、思い込みのような心理的なものだけでなく、生活の上でも謂れない不利益を被っている。目に見えるDVだけの問題ではなく、DVはいろいろ被っている不利益の1つである。現実の社会の中で、女性が受けている不利益をどう政策で克服していくか具体的に文章化してほしい。</p>	<p><b>【最終案 P22】</b> 男女が、個人としての人権を尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることは宇治市男女生き生きまちづくり条例の基本理念であり、UJIあさぎりプランは、女性が受けている様々な不利益を克服するための計画であると考えています。計画課題(1)男女の人権の確立とジェンダー平等の浸透に、ご指摘の文章を記載します。</p>	有
①-4	<p><b>【初案 P24】</b> 推進施策③小中学生を対象にインターネットを活用する能力向上についての教育充実に努めます。は技術的なことで終わらずに語句の説明の分かり身につくようにとりくんでほしい。</p>	<p><b>【最終案 P24】</b> 小中学校において、インターネットを活用する能力向上のために、技術的なことだけでなく、SNSでの画像や個人情報の取扱い方等の情報モラルや、メディアリテラシーに関する教育を行っています。また、外部講師を招いてスマートフォン等の使用による危険やトラブルを防ぐ教室も実施しています。</p>	無
①-5	<p><b>【初案 P24】</b> メディアリテラシー向上があさぎりプランの中に入っているが、大人こそメディアの発信、世間の通念を一度考えなおすべきである。行政(市)はどれだけ、国や府の情報を精査できるのか知りたい。</p>	<p><b>【最終案 P24】</b> 情報をそのまま受け入れるのではなく、自分で考えて批判できる能力であるメディアリテラシーの向上は全ての世代に重要であると考えます。市としては、国や府の通知等を受け、市の行政上必要に応じて精査し、実施・活用しており、疑義が生じた場合は要望などを行っています。</p>	無

方向	ご意見の内容	本市の考え方	初案の変更
①-6	<p>【初案 P24】 メディアリテラシー向上のための教育の推進の具体的施策として「小・中・高・大学生を対象に、新聞等を読む習慣をつけ、読み解く力をつける」を追加する。</p>	<p>【最終案 P24】 宇治市立小学校では、各校で子ども新聞を購入し、授業などで活用しています。また、子ども新聞だけでなく、新聞記事を授業で使用することもあります。宇治市立中学校においても各校で新聞を購入し授業などで活用しています。世代に関わらずメディア・リテラシー向上のための学習機会や情報提供に努めます。</p>	無
①-7	<p>【初案 P25, P26】 計画課題2 小・中学校の教員、生徒ともに「子どもの権利条約」について学ぶ必要があります。特に先生がしっかり学び実践できるようにすることが大切だ。</p>	<p>【最終案 P25, P26】 子どもの権利条約については、小学6年生の社会の教科書に掲載されており、人権の教育の中で学習を行っています。中学生は、公民で人権学習を行っているほか、毎年中学3年と教職員に配布している「男女共同参画ハンドブック」に概要を掲載しています。</p>	無
①-8	<p>【初案 P25, P26】 男女共同参画には、女性へのエンパワメント、男性への意識改革が重要だと思う。そのためには幼い時からジェンダーフリー感覚を磨けるような教育が大切である。</p>	<p>【最終案 P25, P26】</p>	無
①-9	<p>【初案 P25, P26】 アンコンシャスバイアスに関する市民の意識を変えていくための学習の場・研修の場を具体的にあらゆる場で実践するものになってほしい。若い層、学校現場、教師も生徒も学べるように。</p>	<p>【最終案 P25, P26】 計画課題(2)推進施策④男女平等・男女共同参画教育・学習の推進及び推進施策⑤教育関係者等に対する人権・男女共同参画研修の充実をあげています。就学前や小学校から人権、ジェンダーについて家庭や保育、教育の場で取り組めるよう、男女共同参画課での事業実施や、女性問題アドバイザー派遣の呼びかけを行うとともに、広報啓発の機会をとらえ、あらゆる場面で啓発に努めます。</p>	無
①-10	<p>【初案 P26】 中学生を対象にハンドブックを活用した啓発学習とあるが、(推進施策④)幼稚園、小学校など小さいときからの学習が必要で、親子で共に学ぶ機会があると良い。</p>	<p>【最終案 P25, P26】 ジェンダー教育については、前項回答のとおりです。</p>	無
①-11	<p>【初案 P25, P26】 ジェンダー教育は子供の頃からの家庭、学校での教育が必要では。同時にいじめ問題について真剣に取り組んでほしい。</p>	<p>【最終案 P25, P26】 いじめについては、宇治市の小・中学校では、宇治市いじめ防止基本方針に基づき、「いじめはどの子ども、学校でも起こりうる」「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立ち、組織的な対応を行っているところです。今後もいじめの防止、早期発見・対応の取り組みを進めてまいります。</p>	無
①-12	<p>【初案 P27, P28】 推進施策⑥男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進について、暴力のない安全な宇治市のまちづくりのリーダーとなっていく女性たちを育成するためにも、自分たちの日常について語り合える場を作っていただきたい。女性相談とは別に市民が自分たちの課題について語り合うことによって、今必要な講座の掘り起しにもつながる。将来的には市民自らが講師となって様々な啓発を行えるような地域づくりが望まれる。生きづらさを語り合える地域、特にコロナ禍で心身状態が良くない人たちも多くなっている自分の声が届く居場所を作ってください。</p>	<p>【最終案 P27, P28, P35, P36, P54】 女性が自ら活動にチャレンジできるよう、ここからチャレンジ相談やエンパワメント支援事業等を実施し、女性の活動を支援しています。また、男女共同参画に関わる事業を市民団体やグループが企画し、市と連携・協働して取り組む市民企画事業を実施しているところです。ご意見は今後の事業の参考にさせていただきます。</p>	無

②基本方向2「あらゆる分野における女性活躍の推進」について(5件)

方向	ご意見の内容	本市の考え方	初案の変更
②-1	【初案 P29, P31】 女性の社会進出で男性の労働力も削がれ低賃金に、男女ともパワハラと低い方向での平等は求めている。	【最終案 P29, P31】 性別にかかわらず、一人ひとりが尊重される社会を目指す必要があると考えており、労働についても同様だと考えます。ハラスメント対策については、推進施策⑧男女が共に働きやすい職場環境づくりの促進の、具体的施策にありますように、ハラスメント防止対策を実施、啓発してまいります。	無
②-2	【初案 P32】 審議会の構成も長は男性が多い、考えるべきでは。	【最終案 P32, P34, P57】 まずは、審議会の女性委員の割合の増加と、女性委員がいない審議会を無くすことに目標値を設定し取り組むとともに、ご指摘のことにつきましても、手法を検討し、改善してまいります。	無
②-3	【初案 P32】 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 「目標達成できませんでした。届きませんでした。」とあるが、女性が参加できるような選び方をしていないからで、男女が対等に参加できるやうな気が見えない。		無
②-4	【初案 P32】 審議会の委員の選出について、充て職以外での確な人物を職場の意見をまとめて選出することを検討する、女性が辞退する場合の要因、家庭的な問題と併せてどのような現場の援助があれば委員を引き受けられるのか等話し合っ具体的示すことで実現性が高まるのではないか。あらゆる分野で女性の進出を目標値、指標値を〇〇%と決めて努力するための決め細かな納得のいく具体策が示されるならば実現性がスパイラルに高まると思う。多くの市民に我がこととして関心を持って理解されることを期待したい。	【最終案 P32, P34】 政策・方針決定過程への女性の参画が進まない要因は、本計画全体に係る様々な要因があるものと考えています。 女性の参画拡大については、今後もあらゆる手法を検討するとともに、審議会を所轄する担当課とより連携を図り、成果が出るよう取り組んでまいります。	無
②-5	【初案 P32】 充て職ができないよう審議会委員に女性を必ず選任(数名)する規定を作ること。10年同じ委員が続いている審議会もあり問題だ。		無

③基本方向3「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現」について(4件)

方向	ご意見の内容	本市の考え方	初案の変更
③-1	【初案 P29, P31, P40, P42, P43】 長時間労働をやめないと地域活動も取り組めないのでは。		無
③-2	【初案 P29, P31, P40, P42, P43】 女性が子育て、介護にしばられがちな状況を変えるには、日本の働き方、特に男性を中心とした長時間労働の実態が大きく影響している。P40のワークライフバランスで触れられていますが、国の制度として企業応援をすることを含め自治体や市民の声をあげていきたいものだ。8時間働けば生活できるようなワーキングプアを無くすために手立ても必要であるということに触れてほしい。	【最終案 P29, P31, P40, P42, P43】 基本方向2 計画課題(4)推進施策⑧男女が共に働きやすい職場環境づくりの促進とともに、基本方向3 計画課題(8)推進施策⑳職場における両立支援の促進をあげています。長時間労働を減らし、男女ともにワーク・ライフ・バランスが可能になるよう啓発を進めてまいります。	無
③-3	【初案 P29, P31, P40, P42, P43】 男性の家事育児介護への参画は、働き方を変えなければ、男女が共に家事・育児・介護等を対等に参加することが困難である。8時間労働、正規雇用を増やし、非正規を無くす、賃金体系を男女同等にすべきである。		無
③-4	【初案 P40, P42, P43】 女性の社会進出で共稼ぎが増え、小学校から帰っても玄関のドアの鍵を自分であけ、「お帰り」の言葉もなく、家に入る子どもをよくみかけるが、家庭内での子どもの育成に対する影響を考える必要もあるのでは。	【最終案 P40, P42, P43】 計画課題(8)推進施策㉑仕事と育児の両立を可能にする環境整備の中で、働く男女の仕事と育児の両立支援のための児童の放課後対策などを実施しております。子育て支援事業の中で対策を充実してまいります。	無

④基本方向4「安全・安心な暮らしの実現」について(9件)

方向	ご意見の内容	本市の考え方	初案の変更
④-1	【初案 P44, P46】 DV被害女性、困難な状況を抱えた女性は、行政と民間の支援機関がしっかりと連携を取れた上で、切れ目のない支援を必要としていると思うが、「切れ目」や「穴」ができていないか、注意深く見て、各機関の長所を当事者の一番利益になるような支援形態を個別の必要性に応じて構築していく必要がある。	【最終案 P21, P46, P47】 P21重点課題(4)にあげておりますように、DV被害者の支援は非常に重要であると考えています。引き続き関係機関と連携し、当事者に寄り添い、最善の利益になるような相談・支援体制の強化に取り組んでまいります。	無
④-2	【初案 P44, P46】 民間機関は資金が常に不足しており、「連携」の内容には委託等を含む金銭的な面も必ず必要である。	【最終案 P46, P47】 DV一時保護の民間支援施策については、広域による支援施策が重要であると考えており、毎年、財政支援については国・府へ要望を行っているところです。本市におきましても、毎年予算化をしていますが、一層効果のある支援策を検討してまいります。	無
④-3	【初案 P44, P46】 計画課題(9)女性に対するあらゆる暴力の根絶 デートDV等若い女性に対する暴力の被害を未然に防止するためには、大人が女性に対する暴力を正しく認識するとともに若い世代からの予防教育が必要。小中学校などへのデートDV予防啓発講座をぜひ企画してください。ジェンダー意識の形成や、暴力に対して鈍感な社会が若年層の暴力を深刻なものにしているのではないかと思います。	【最終案 P21, P25, P26, P44, P45】 デートDVについては、若い世代からの予防教育が重要と考え、第5次プランでは新たに「デートDV」という言葉の認識度を指標値として設定いたしました。基本方向1計画課題(2)幼少期からの多様な選択を可能にする教育の推進とあわせて取り組む必要のある課題だと考えております。全体にかかる課題と考えることから、P21重点課題(4)にデートDV予防啓発を記載します。	有

方向	ご意見の内容	本市の考え方	初案の変更
④-4	【初案 P47, P48】 LGBTについての記述が少ない。男らしさ、女らしさの見直しがなされる昨今、男女というより多様性の視点について触れてほしい。	【最終案 P26, P48, P49】 LGBT等については、ジェンダーや性の多様性に関する理解としてP26及び、性的指向や性自認等の多様性に関する理解としてP48に記載しております。男女共同参画社会は、性別にかかわらず誰もが意欲に応じて社会のあらゆる分野で活躍できる社会です。多様性に関する理解を進めるとともに、性的少数者への配慮を啓発する必要があると考えますので、P48の人権啓発課に加えて、男女共同参画課を記載します。	有
④-5	【初案 P47, P48】 人権教育・啓発推進計画にLGBT等の性自認や性的指向への対応が載せられている時代。女性問題への取組といえども、性別に関係する問題である以上どのようにこれらの課題に関係していくのかを記載しないのは許されないのではないかと。	【最終案 P35, P36, P48, P49】 非正規雇用等により、経済面から女性が貧困に陥りやすい状況ですが、計画課題(11)推進施策⑳生活上の困難に直面した女性等への支援の中で、生活困窮者自立支援制度や、ひとり親への児童扶養手当等の制度の活用等に取り組んでまいります。また、女性の就労支援や、起業に向けたチャレンジ支援に取り組むことで、経済的自立を支援してまいります。	無
④-6	【初案 P47, P48】 女性の就労実態や就職実態で不利な社会構成がある。非正規雇用や昇格昇給の差別もあり、女性の貧困化の実態を把握して、貧困化対策を関係機関との連携という項目に終わらせずに具体的施策が必要である。	【最終案 P50, P51】 本市では令和2年3月に宇治市自殺対策計画を策定し、自殺対策に取り組んでいるところです。昨年までは男性の自殺が女性よりも2倍の割合で多くなっており、うつ病と自殺は関連が深く、心の健康についても性別にかかわらず取り組むべき課題と考えています。具体策として、自殺対策セミナーを毎年実施しており、今後も継続していくほか、計画課題(12)生涯を通じた男女の健康支援の推進施策㉑生涯の各時期に応じた心身の健康対策の推進において、自殺予防に関するゲートキーパーの養成を強化することとしています。	無
④-7	【初案 P49, P50】 女性の自殺者、うつ病等を防ぎ止めることを考えるべきだ。	【最終案 P50, P51】 子宮頸がんの原因となるHPVへの感染を防ぐためのHPVワクチン接種について、厚生労働省は、男性への接種も承認しました。男性自身の肛門癌等を予防する効果があるといわれていますが、今後の動向を見守っていきたくないと考えています。	無
④-8	【初案 P49, P50】 子宮頸がんは女性だけの病気ではなく、男性からのウイルス感染によるとされている。今後公費負担により男性にもワクチン接種を推進することが重要と考える。	【最終案 P25, P26, P50, P51】 学校では、小学校3年生以降の保健体育の時間に、体の構造の違い等、性教育を行っているところです。また、リプロダクティブ/ヘルス/ライツの観点からも、若い時期からの性教育は重要と考えておりますので、関連の基本方向1計画課題(2)幼少期からの多様な選択を可能にする教育の推進及びデートDV予防啓発とあわせて取り組んでまいります。	無
④-9	【初案 P49, P50】 日本の性教育はとでも遅れている。女性がいろんな被害にあっている事などを考えると、学校で(家庭でも)年齢にあった科学的な知識を生き方を含め性の知識が必要。P50に触れられているが、お題目になりがちである。国の学習指導要領とも関連して諸外国なみにきちんと教える内容を国に要望したい。自治体も声をあげてほしい。	【最終案 P25, P26, P50, P51】 学校では、小学校3年生以降の保健体育の時間に、体の構造の違い等、性教育を行っているところです。また、リプロダクティブ/ヘルス/ライツの観点からも、若い時期からの性教育は重要と考えておりますので、関連の基本方向1計画課題(2)幼少期からの多様な選択を可能にする教育の推進及びデートDV予防啓発とあわせて取り組んでまいります。	無

⑥「計画の推進にかかる目標値」について(9件)

方向	ご意見の内容	本市の考え方	初案の変更
目標-1	【初案 P56, P57】 目標値を掲げるだけでなく、なぜできなかったのか理由を知りたい。	【最終案 P57, P58】 女性の参画等が進まない要因は、本計画全体に係る様々な要因があるものと考えています。 女性の参画拡大については、今後もあらゆる手法を検討し、成果が出るよう取り組んでまいります。	無
目標-2	【初案 P56, P57】 〇〇年までに、〇〇をすると具体的にプランに書かれていると市民によりわかりやすいと思われる。	【最終案 P57, P58】 第5次UJIあさぎりプランの計画期間は令和7年度までです。P57,P58に令和7年度の数値目標を掲げているところです。	無
目標-3	【初案 P56, P57】 数値目標をもっと高くあげても良い。	【最終案 P57, P58】 国の第5次男女共同参画基本計画の成果目標値を考慮したうえで 審議会の女性委員の割合は40%に 男性の育児休業の取得割合を30%に見直します。 目標値、指標値は順次上げていくことを目指しており、令和7年度までの5年間の目標値、指標値です。 目標値、指標値の達成に向けて努力をしております。	有
目標-4	【初案 P56, P57】 本市審議会等における女性委員の登用割合の目標値は50%でいいと思います。		有
目標-5	【初案 P56, P57】 本市管理監督者への登用割合を50%位の目標値にして、具体的な課題を書いてみてはどうか。		有
目標-6	【初案 P56, P57】 本市審議会等における女性委員の登用割合の目標値は50%でいいと思う。		有
目標-7	【初案 P56, P57】 計画の目標値が低い。P57に書かれている国や府の動向を踏まえ変更することがあります。と書いてありますが、国や府が目標とするような施策を立ててください。		有
目標-8	【初案 P56, P57】 計画の推進にかかる目標値が低い。国や府の動向を踏まえ変更することがありますとありますが、国や府が見習う位最先端の日本一のジェンダー平等施策の宇治市あさぎりプランにしてください。		有
目標-9	【初案 P56, P57】 目標値・指標にの立て方が安易すぎる。第4次から現状値が上がっていない、もしくは下がっているのはなぜかという分析を明記するべきだ。現状の数値に10%加算としているが、高い目標値をたて、それに向かって達成するという高い気概を持つことが必要。特に宇治市役所での取り組みの目標値はもっと高くするべきだ。		有

⑦その他(20件)

方向	ご意見の内容	本市の考え方	初案の変更
他-1	<p>【初案 P2】 SDGsにおけるジェンダー平等の目標が達成されるとSDGsの全目標達成に近づく程重要な項目である。あさぎりプランにおいてもジェンダー平等の視点をもっと持ってほしい。LGBTQの項目もほとんどなく担当課との連携も大事ですが、丸投げにならぬようお願いします。</p>		
他-2	<p>【初案 P2】 P2の1行目「持続可能な開発目標」(SDGs)が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。を→「誰一人取り残さない」社会を合言葉に、全ての目標にジェンダー視点をすすえています。そして、国際社会が一致して取組を進めていますに変更。</p>	<p>【最終案 P2】 SDGsは本計画にとっても重要事項であると考えていることから、計画策定の趣旨に記載しておりますが、ジェンダー平等の実現についても記載します。</p>	有
他-3	<p>【初案 P2】 SDGsの施策がすべて正しい方向であり、市民の幸せ、暮らしに向いているか行政は考えてほしい。</p>		
他-4	<p>【初案 全般について】 宇治市男女共同参画課の基本活動理念が記載されていない。1人ひとりが尊重される社会を実現する宇治市男女共同参画課の独自の活動プランが記載されていないのでは、他の行政機関・内閣府のプランと同じ。 男女共同参画に関する知識を深め、社会的・文化的に形成された性別に敏感な視点を定着させ、職場・家庭・地域における様々な慣習・慣行の見直しを進めること等を目的として、広報・啓発活動、様々な分野における女性の政策・方針への参画状況の情報を提供する。男女共同参画社会の実現に向けて、意識啓発を行うことを目的とした、啓発パンフレットを紹介するような広報が必要である。</p>	<p>具体的に実施する事業等は年次に作成する事業実施画でお示しします。あらゆる手法で啓発を進めていく必要があると考えており、全体にかかわることから、P20重点課題に広報啓発についての文章を記載します。</p>	有
他-5	<p>【初案 全般について】 残念ながら男女共同参画活動について理解している市民は非常に少ない現状で、計画は立派であるが、一般市民への周知の努力が足りない。 女性の参画率が高い組織は自治会役員会である。我々の自治会でも女性の参画率は60%を軽く超える。自治会役員は住民に直結する会であるため、活用できないか。積極的にキャンペーンを張ってチラシを住民に配布、回覧するほか、自治会から要請されるよう平素から自治会に働きかける事も大事である。総花的紹介はダメで、DV、防災など焦点を絞ってわかりやすく広報することが大切である。</p>	<p>ご指摘のとおり、あらゆる手法で啓発を進めていく必要があると考えています。全体にかかわることから P20重点課題に広報啓発についての文章を記載します。</p>	有
他-6	<p>【初案 全般について】 男性の職域を脅かす勢いで、女性の社会進出は進んできたが、まだまだ男性中心の社会状況で、基本法で示されている5つの概念には程遠い状況ではないか。低賃金労働力としてのみ受け入れているだけのよう思う。男女とも個性を発揮できる機会を確保され、社会生活の中でその能力を発揮できる組織体制が整っているとは思えない。</p>	<p>本計画の中で、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して努力してまいります。</p>	無

方向	ご意見の内容	本市の考え方	初案の変更
他-7	【初案 全般について】 具体的でないのでわかりにくい。	具体的に実施する事業等は年次に作成する事業実施計画でお示しします。 このことについて、P20重点課題に記載します。	有
他-8	【初案 全般について】 具体的な課題に対してどのようにしていくのかがない。		有
他-9	【初案 全般について】 それぞれ具体的な取組が見えない。		有
他-10	【初案 全般について】 全体的に具体的な施策がわかりません。1つ1つのプランにもっとわかりやすい具体的な施策を入れてもらわないと市民にはどういうことを取組みそれが達成できたか見えてきません。		有
他-11	【初案 全般について】 具体的施策にきめ細かな具体策を出すべきである。		有
他-12	【初案 全般について】 課題に向けた具体策が見えない。「強化します」「啓発を行います」「促進します」「行います」等はどのようにするか示してほしい。		有
他-13	【初案 全般について】 社会生活における女性、男性それぞれが感じたり、実際にあった性差別や不平等等をもっと具体的に洗い出すことが重要と感じる。意識改革に重点が置かれているように感じる。具体的事例から解決すべき施策が生まれるのではないか。	男女共同参画の目標値、指標値については各事業や取り組みがどのように目標数値に結びつくかが見えにくく、ご意見を参考に事業の実施方法や評価方法などを検討し、成果に結びつく事業となるよう取り組んでまいります。	無
他-14	【初案 全般について】 男性の育休取得が進まない理由を考えると、女性問題の多くが見えてくる。制度や職場の無理解の他にも課題がある。そのような例示と初案の各取組との関係性を「見える化」していかないとあさぎりプランが「宇治市行政のもの」から「市民のもの」へ広がりにくいのではないかと。		無
他-15	【初案 全般について】 市民が本文を読んで自分達を対象にした身近な取り組みだと容易に受け止められるものになっているか？と思った。難しい言葉が多くて理解できないところが多い。私達の事かと改めて考えさせられた。		無
他-16	【初案 全般について】 具体策が現状と課題とかけ離れて記載されていて、何度もめくりかえし、大変読みづらい。		無
他-17	【初案 全般について】 あさぎりプランは法律に基づく行政機関の計画であるので、用語が市民に理解されにくいいため、具体例を出すとか誤解を恐れずに「単純化」や「見える化」した説明と併用する等わかりやすい広報を心掛けてほしい。		無

方向	ご意見の内容	本市の考え方	初案の変更
他-18	<p>【初案 全般について】 社会的に、女性は不利な状況におかれているが、その中で被害の実態を勇気を出して訴える行動をするようになってきた若い世代を応援し共に声をあげていきたいし、そういうときに男女共同参画計画が大きな力を果たす、また応援するものであってほしい。</p>	<p>女性が不利な立場に置かれたり、暴力の被害者となることが多い、という状況の背景には女性の人権軽視や、社会的・経済的な男性の優位性など、解決すべき課題が多くあります。今回の計画では、幼少期からの男女平等・男女共同参画教育を推進するとともに、女性に対する暴力について、若い世代からの予防教育を推進してまいります。時代に即し、あらゆる世代の女性を応援するためのエンパワーメント支援に努めてまいります。</p>	無
他-19	<p>【初案 その他】 第4次の取組と成果、アンケート調査結果と第5次計画と繋がっていない。</p>	<p>第4次プランの取組の成果や、市民意識実態調査結果、座談会での意見聴取、男女共同参画審議会でのご議論を踏まえた上で、新たに重点課題を設け、初案を作成いたしました。</p>	無
他-20	<p>【初案 その他】 あさぎりネットワーク会議等と年に1度程度、プランの進捗状況等について話し合う機会を設けてほしい。</p>	<p>プランの進捗状況については、年次報告を公表しています。話し合う機会については、機会をとらえて実施してまいります。</p>	無

## 宇治市男女共同参画計画「第5次 UJI あさぎりプラン(初案)」の修正箇所

本文修正内容(修正前)	本文修正内容(修正後)
<p>【初案 P1, P2】</p> <p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>1. 計画策定の趣旨</p> <p>下から2行目</p> <p>国連サミットにおいては、2015年9月に、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標である「持続可能な開発目標」(SDGs(エスディーズ))が採択され、「誰一人取り残さない」社会をめざし、国際社会が一致して取組を進めています。</p>	<p>【最終案 P1, P2】</p> <p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>1. 計画策定の趣旨</p> <p>下から2行目</p> <p>国連サミットにおいては、2015年9月に、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標である「持続可能な開発目標」(SDGs(エスディーズ))が採択され、「誰一人取り残さない」社会をめざし、国際社会が一致して取組を進めています。<u>17の目標の1つに設定された「ジェンダー平等の実現」は、すべての目標達成において必要不可欠であるとされています。</u></p>
<p>【初案 P19】</p> <p>体系図1番左の重点課題</p> <p>男性の家事・育児・介護等への参画</p> <p>困難を抱える女性への支援</p> <p>体系図左から3番目の計画課題</p> <p>(9) 女性に対するあらゆる暴力の根絶【宇治市DV対策基本計画】</p> <p>(10) 困難な状況を抱えた女性等への支援と多様性を尊重する社会づくり</p> <p>(11) 生涯を通じた男女の健康支援</p> <p>(12) 地域防災における男女共同参画の推進</p> <p>(13) 市民等との協働の推進</p> <p>体系図一番右の推進施策</p> <p>②性に基づくあらゆる暴力を許さない社会意識の浸透</p> <p>③相談体制と被害者支援の充実</p> <p>④関係機関等との連携強化</p> <p>⑤女性に対するハラスメント防止の強化</p>	<p>【最終案 P19】</p> <p>重点課題</p> <p><u>家事・育児・介護等の場における男女共同参画のさらなる推進</u></p> <p><u>女性に対する暴力の根絶と相談支援体制の強化</u></p> <p>計画課題</p> <p>(9) 女性に対するあらゆる暴力の根絶<u>(削除)</u></p> <p><u>(10) 配偶者等に対する暴力の根絶【宇治市DV対策基本計画】</u></p> <p><u>(11) 困難な状況を抱えた女性等への支援と多様性を尊重する社会づくり</u></p> <p><u>(12) 生涯を通じた男女の健康支援</u></p> <p><u>(13) 地域防災における男女共同参画の推進</u></p> <p><u>(14) 市民等との協働の推進</u></p> <p>推進施策</p> <p>②性に基づくあらゆる暴力を許さない社会意識の浸透</p> <p><u>③女性に対するハラスメント防止の強化</u></p> <p><u>④相談体制と被害者支援の充実</u></p> <p><u>⑤関係機関等との連携強化</u></p>

本文修正内容(修正前)	本文修正内容(修正後)
<p>【初案 P20】</p> <p>2. 第5次U J I あさぎりプランにおいて取り組む重点課題 1行目</p> <p>第5次U J I あさぎりプランを策定するにあたり、男女共同参画における今日的な課題等を勘案し、以下の重点課題を設定して計画を推進します。</p>	<p>【最終案 P20】</p> <p>2. 第5次U J I あさぎりプランにおいて取り組む重点課題 1行目</p> <p>第5次U J I あさぎりプランを策定するにあたり、男女共同参画における今日的な課題等を勘案し、重点課題を設定して計画を推進します。</p> <p><u>本計画を実効性のあるアクションプラン（行動計画）とするため、できる限り具体的な目標値または指標値を、年次に作成する実施計画において設定します。</u></p> <p><u>また、計画の推進にあたっては、男女共同参画の理念や事業等について積極的に広報啓発に努める必要があります。以下5つの重点課題に関わる広報啓発の手法や内容については、年次に作成する実施計画で具体的に示し、効果的に実施します。</u></p>
<p>【初案 P20】</p> <p>2. 第5次U J I あさぎりプランにおいて取り組む重点課題 (1) 固定的な性別イメージの解消 8行目</p> <p>また、男女平等・男女共同参画の意識は幼少期からの周囲の大人の言葉かけを含めた子どもが受け取る様々な情報や体験によって培われるため、幼少期からの取組が重要です。</p>	<p>【最終案 P20】</p> <p>2. 第5次U J I あさぎりプランにおいて取り組む重点課題 (1) 固定的な性別イメージの解消 8行目</p> <p>また、男女平等・男女共同参画の意識は幼少期からの周囲の大人の言葉かけを含めた子どもが受け取る様々な情報や体験によって培われるため、幼少期からの取組と、<u>基礎となる人権教育の充実が重要です。</u></p>
<p>【初案 P21】</p> <p>2. 第5次U J I あさぎりプランにおいて取り組む重点課題 (3) 男性の家事・育児・介護等への参画 5行目最後</p> <p>しかしながら、職場環境が整っていないなどにより、男性が家事・育児介護等に十分に参画できていない実態があります。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスが可能になる、職場での働き方改革と同時に、男性が家事や育児、介護に関わることができる条件整備が必要です。</p>	<p>【最終案 P21】</p> <p>2. 第5次U J I あさぎりプランにおいて取り組む重点課題 (3) <u>家事・育児・介護等の場における男女共同参画のさらなる推進</u> 5行目最後</p> <p>(削除)</p> <p><u>ワーク・ライフ・バランスが可能になる、職場での働き方改革と同時に、男女が共に家事や育児、介護に関わることができる条件整備が必要です。</u></p>

本文修正内容(修正前)	本文修正内容(修正後)
<p>【初案 P21】</p> <p>2. 第5次U J I あさぎりプランにおいて取り組む重点課題</p> <p>(4) 困難を抱える女性への支援</p> <p>最終行</p> <p>また、早い段階での相談につながるような窓口の周知や受け入れ体制の整備、あわせて幼少期から女性の生き方に関わる教育に取り組む必要があります。</p>	<p>【最終案 P21】</p> <p>2. 第5次U J I あさぎりプランにおいて取り組む重点課題</p> <p>(4) <u>女性に対する暴力の根絶と相談支援体制の強化</u></p> <p>最終行</p> <p>また、早い段階での相談につながるような窓口の周知や受け入れ体制の整備、あわせて幼少期から<u>デート DV 予防啓発や、女性の生き方に関わる教育</u>に取り組む必要があります。</p>
<p>【初案 P22】</p> <p>基本方向1 多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透</p> <p>計画課題(1) 男女の人権の確立とジェンダー平等の浸透</p> <p>【現状と課題】</p> <p>最終段落</p> <p>固定的な性別イメージを解消し、男女の人権尊重にもとづく男女平等意識が社会の隅々にまで浸透することをめざした取組が必要です。</p>	<p>【最終案 P22】</p> <p>基本方向1 多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透</p> <p>計画課題(1) 男女の人権の確立とジェンダー平等の浸透</p> <p>【現状と課題】</p> <p>最終段落</p> <p><u>性別に起因する差別的取扱いを排除するとともに、固定的な性別イメージを解消し</u>男女の人権尊重にもとづく男女平等意識が社会の隅々にまで浸透することをめざした取組が必要です。</p>
<p>【初案 P39】</p> <p>基本方向3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現</p> <p>計画課題（7）男性にとっての男女共同参画の推進</p> <p>推進施策⑩男性の家事・育児・介護等の参加・参画促進に向けた学習機会の提供</p>	<p>【最終案 P39】</p> <p>基本方向3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現</p> <p>計画課題（7）男性にとっての男女共同参画の推進</p> <p>推進施策⑩<u>家事・育児・介護等の男女共同参画推進に向けた男性対象の学習機会の提供</u></p>
<p>【初案 P44】</p> <p>基本方向4 安全・安心な暮らしの実現</p> <p>計画課題（9）女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <p>【宇治市DV対策基本計画】</p> <p>【現状と課題】</p>	<p>【最終案 P44】※計画課題の分割及び文章の順番を入れ替え</p> <p>基本方向4 安全・安心な暮らしの実現</p> <p>計画課題（9）女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <p>(削除)</p> <p>【現状と課題】</p>

□女性に対する暴力では、DVやデートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などのほかに最近では、若年女性が被害にあうJKビジネス、AV出演強要、リベンジポルノ（私事性的画像被害）、デートレイプドラッグなどが社会問題化しています。

□性暴力・性犯罪被害者の圧倒的多数は女性であり、近年のスマートフォン、SNSの普及により、その被害は多様化、低年齢化する傾向です。

□デートDV等若い女性に対する暴力の被害を未然に防止するためには、大人が女性に対する暴力を正しく認識するとともに若い世代からの予防教育が必要です。

□「座談会」では、DV被害者支援の活動をしている団体から、被害者または加害者がDVのある家庭で育つなど、暴力の連鎖が背景にあるケースが増えて、問題が複雑化している傾向であるという声も聞かれています。

□新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛や社会環境の変化等は、様々な生活不安やストレスの要因となり、DV等の深刻化が懸念されています。

□虐待やDVを受けた被害者は、暴力の影響で自己肯定感や自尊感情が低下し、人間関係や仕事のうえで困難を抱えることが多いという実態があり、その影響は長期間に及ぶことから継続的なカウンセリングなどの心のケアが必要となります。

□女性に対する暴力の背景には、女性の人権の軽視や性に基づく固定的な役割意識、社会的・経済的な男性の優位性など、社会の中で男女のおかれた状況が影響していることから、社会的な問題として、解決に取り組まなければなりません。

□被害者支援としては、相談対応、被害者保護の対応からさらに踏み込んだ自立支援の取組まで庁内の各課及び民間団体も含めた関係機関との連携強化により、一層の支援体制の強化が必要です。

□女性に対する暴力では、DVやデートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などのほかに最近では、若年女性が被害にあうJKビジネス、AV出演強要、リベンジポルノ（私事性的画像被害）、デートレイプドラッグなどが社会問題化しています。

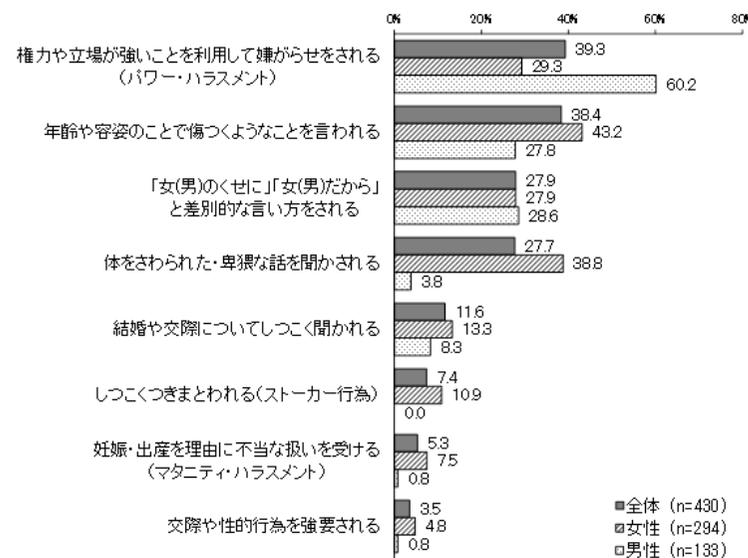
□女性に対する暴力の背景には、女性の人権の軽視や性に基づく固定的な役割意識、社会的・経済的な男性の優位性など、社会の中で男女のおかれた状況が影響していることから、社会的な問題として、解決に取り組まなければなりません。

□性暴力・性犯罪被害者の圧倒的多数は女性であり、近年のスマートフォン、SNSの普及により、その被害は多様化、低年齢化する傾向です。

□デートDV等若い女性に対する暴力の被害を未然に防止するためには、大人が女性に対する暴力を正しく認識するとともに若い世代からの予防教育が必要です。

【最終案 P45】

図 性別 ハラスメントを受けた経験



資料：宇治市「市民意識・実態調査」(令和2年)

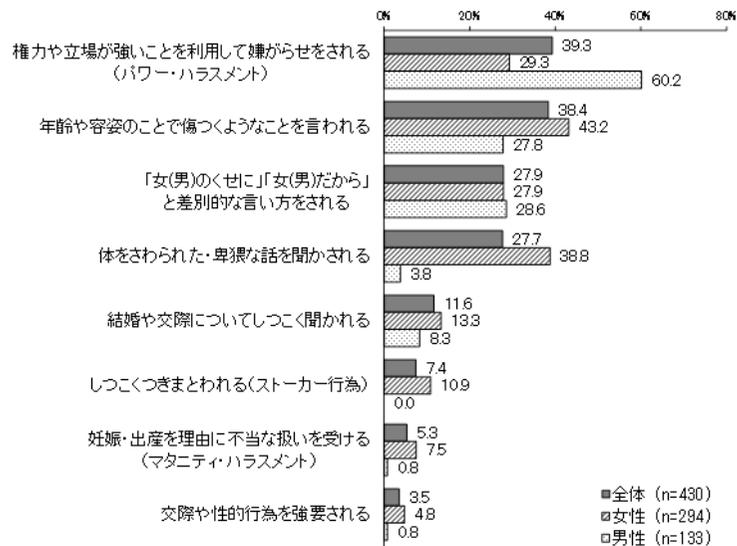
【初案 P45】

表 警察における刑法犯認知件数・相談件数(被害者の状況)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
強制性交等	認知件数	1,167	989	1,109	1,307	1,405
	うち女性	1,167	989	1,094	1,251	1,355
	女性割合	100.0	100.0	98.6	95.7	96.4
強制わいせつ	認知件数	6,755	6,188	5,809	5,340	4,900
	うち女性	6,596	5,941	5,610	5,152	4,761
	女性割合	97.6	96.0	96.6	96.5	97.2
公然わいせつ	認知件数	1,138	962	825	788	746
	うち女性	1,039	883	750	697	647
	女性割合	91.3	91.8	90.9	88.5	86.7
略取誘拐・人身売買	認知件数	191	228	239	304	293
	うち女性	144	188	203	247	245
	女性割合	75.4	82.5	84.9	81.3	83.6
配偶者からの暴力	相談件数	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207
	うち女性	55,584	59,412	60,015	61,518	64,392
	女性割合	88.0	85.0	82.8	79.4	78.3
ストーカー	相談件数	21,968	22,737	23,079	21,556	20,912
	うち女性	19,627	20,180	20,381	18,949	18,403
	女性割合	89.3	88.8	88.3	87.9	88.0
私事性的画像被害	相談件数	1,143	1,063	1,243	1,347	1,479
	うち女性	1,041	979	1,138	1,257	1,382
	女性割合	91.1	92.1	91.6	93.3	93.4

資料:警察庁統計資料

図 性別 ハラスメントを受けた経験



資料:宇治市「市民意識・実態調査」(令和2年)

推進施策⑳性に基づくあらゆる暴力を許さない社会意識の浸透

具体的施策	担当課	番号
女性に対する暴力をなくす運動期間に、児童虐待防止推進月間と協働して、「オレンジリボン・パープルリボンキャンペーン」啓発とセミナーを実施します	男女共同参画課 こども福祉課	59
市広報紙、情報誌、ホームページ等多様な媒体を活用したDV防止等啓発を推進します	男女共同参画課	60
若者を対象にデートDVやJKビジネス、AV出演強要被害を予防するための啓発を行います	男女共同参画課	61

推進施策㉑女性に対するハラスメント防止の強化

具体的施策	担当課	番号
女性相談等においてハラスメント被害の相談支援を行います	男女共同参画課	62

【最終案 P46】

計画課題 (10) 配偶者等に対する暴力の根絶

【宇治市DV対策基本計画】

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛や社会環境の変化等は、様々な生活不安やストレスの要因となり、DV等の深刻化が懸念されています。
- 虐待やDVを受けた被害者は、暴力の影響で自己肯定感や自尊感情が低下し、人間関係や仕事のうえで困難を抱えることが多いという実態があり、その影響は長期間に及ぶことから継続的なカウンセリングなどの心のケアが必要となります。
- DVの被害者は、多くの場合女性ですが、男性が被害者となるケースは年々増加しており、男性が相談しやすい相談体制が求められています。また、被害者への支援に加えて加害者への対応も検討する必要があります。
- DV被害者支援の活動をしている団体から、被害者または加害者がDVのある家庭で育つなど、暴力の連鎖が背景にあるケースが増えて、問題が複雑化している傾向であるという声も聞かれています。

【初案 P46】

推進施策⑳性に基づくあらゆる暴力を許さない社会意識の浸透

具体的施策	担当課	番号
女性に対する暴力をなくす運動期間に、児童虐待防止推進月間と協働して、「オレンジリボン・パープルリボンキャンペーン」啓発とセミナーを実施します	男女共同参画課 こども福祉課	59
市広報紙、情報誌、ホームページ等多様な媒体を活用したDV防止啓発を推進します	男女共同参画課	60
若者を対象にデートDVやJKビジネス、AV出演強要被害を予防するための啓発を行います	男女共同参画課	61

推進施策㉑相談体制と被害者支援の充実

具体的施策	担当課	番号
相談カード等を作成し、市内各所に設置するほか、様々な機会と媒体を活用して相談窓口の周知に努めます	男女共同参画課 人権啓発課 総務課	62
相談コーディネーターを設置し、相談内容に応じて同行支援や関係課、関係機関との連携等による被害者支援を充実します	男女共同参画課	63
住民基本台帳事務における被害者情報保護を徹底します	市民課	64

推進施策㉒関係機関等との連携強化

具体的施策	担当課	番号
DV対策ネットワーク会議で、関係機関等とDV相談があった場合の連携支援について意見交換を行い、連携して被害者支援を実施します	男女共同参画課 (DV対策ネットワーク会議構成機関)	65
庁内連携を強化するために、DV対応の研修実施や府主催のDVに関する職員研修への参加促進を図ります	男女共同参画課	66
地域でDV被害者への支援活動を行う民間団体との意見交換及び連携強化に努めます	男女共同参画課	67

推進施策㉓女性に対するハラスメント防止の強化

具体的施策	担当課	番号
女性相談等においてハラスメント被害の相談支援を行います	男女共同参画課	68

□被害者支援としては、相談対応や被害者保護からさらに踏み込んだ自立支援の取組まで庁内一体となって、DV対策ネットワーク会議の参画団体との連携強化するなど、一層の支援体制の強化が必要です。

【最終案 P47】

表 警察における刑法犯認知件数・相談件数(被害者の状況)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
強制的性交等	認知件数	1,167	989	1,109	1,307	1,405
	うち女性	1,167	989	1,094	1,251	1,355
	女性割合	100.0	100.0	98.6	95.7	96.4
強制わいせつ	認知件数	6,755	6,188	5,809	5,340	4,900
	うち女性	6,596	5,941	5,610	5,152	4,761
	女性割合	97.6	96.0	96.6	96.5	97.2
公然わいせつ	認知件数	1,138	962	825	788	746
	うち女性	1,039	883	750	697	647
	女性割合	91.3	91.8	90.9	88.5	86.7
略取誘拐・人身売買	認知件数	191	228	239	304	293
	うち女性	144	188	203	247	245
	女性割合	75.4	82.5	84.9	81.3	83.6
配偶者からの暴力	相談件数	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207
	うち女性	55,584	59,412	60,015	61,518	64,392
	女性割合	88.0	85.0	82.8	79.4	78.3
ストーカー	相談件数	21,968	22,737	23,079	21,556	20,912
	うち女性	19,627	20,180	20,381	18,949	18,403
	女性割合	89.3	88.8	88.3	87.9	88.0
私事性的画像被害	相談件数	1,143	1,063	1,243	1,347	1,479
	うち女性	1,041	979	1,138	1,257	1,382
	女性割合	91.1	92.1	91.6	93.3	93.4

資料：警察庁統計資料

	<p><b>推進施策⑭相談体制と被害者支援の充実</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的施策</th> <th>担当課</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談カード等を作成し、市内各所に設置するほか、様々な機会と媒体を活用して相談窓口の周知に努めます</td> <td>男女共同参画課 人権啓発課 総務課</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>相談コーディネーターを設置し、相談内容に応じて同行支援や関係課、関係機関との連携等による被害者支援を充実します</td> <td>男女共同参画課</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳事務における被害者情報保護を徹底します</td> <td>市民課</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>推進施策⑮関係機関等との連携強化</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的施策</th> <th>担当課</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DV対策ネットワーク会議で、関係機関等とDV相談があった場合の連携支援について意見交換を行い、連携して被害者支援を実施します</td> <td>男女共同参画課 (DV対策ネットワーク会議構成機関)</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>庁内連携を強化するために、DV対応の研修実施や府主催のDVに関する職員研修への参加促進を図ります</td> <td>男女共同参画課</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>地域でDV被害者への支援活動を行う民間団体との意見交換及び連携強化に努めます</td> <td>男女共同参画課</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table> <p>※以降は計画課題の数字を変更</p>	具体的施策	担当課	番号	相談カード等を作成し、市内各所に設置するほか、様々な機会と媒体を活用して相談窓口の周知に努めます	男女共同参画課 人権啓発課 総務課	63	相談コーディネーターを設置し、相談内容に応じて同行支援や関係課、関係機関との連携等による被害者支援を充実します	男女共同参画課	64	住民基本台帳事務における被害者情報保護を徹底します	市民課	65	具体的施策	担当課	番号	DV対策ネットワーク会議で、関係機関等とDV相談があった場合の連携支援について意見交換を行い、連携して被害者支援を実施します	男女共同参画課 (DV対策ネットワーク会議構成機関)	66	庁内連携を強化するために、DV対応の研修実施や府主催のDVに関する職員研修への参加促進を図ります	男女共同参画課	67	地域でDV被害者への支援活動を行う民間団体との意見交換及び連携強化に努めます	男女共同参画課	68
具体的施策	担当課	番号																							
相談カード等を作成し、市内各所に設置するほか、様々な機会と媒体を活用して相談窓口の周知に努めます	男女共同参画課 人権啓発課 総務課	63																							
相談コーディネーターを設置し、相談内容に応じて同行支援や関係課、関係機関との連携等による被害者支援を充実します	男女共同参画課	64																							
住民基本台帳事務における被害者情報保護を徹底します	市民課	65																							
具体的施策	担当課	番号																							
DV対策ネットワーク会議で、関係機関等とDV相談があった場合の連携支援について意見交換を行い、連携して被害者支援を実施します	男女共同参画課 (DV対策ネットワーク会議構成機関)	66																							
庁内連携を強化するために、DV対応の研修実施や府主催のDVに関する職員研修への参加促進を図ります	男女共同参画課	67																							
地域でDV被害者への支援活動を行う民間団体との意見交換及び連携強化に努めます	男女共同参画課	68																							

本文修正内容(修正前)	本文修正内容(修正後)
-------------	-------------

<p><b>【初案 P48】</b></p> <p>基本方向4 安全・安心な暮らしの実現</p> <p>計画課題(10) 困難な状況を抱えた女性等への支援と多様性を尊重する社会づくり</p> <p><b>推進施策⑰高齢者、障害者、外国人、性的少数者等が安心して暮らせる地域社会づくり</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的施策</th> <th>担当課</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個々の障害の状態に応じた支援ができるよう、相談支援と障害福祉サービス提供の充実に努めます</td> <td>障害福祉課</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>随時、健康相談を受け付けるとともに、高齢者サロンにおける出張健康相談を実施して、必要に応じて支援を行います</td> <td>健康生きがい課</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>性的指向、性自認等の多様性に関する理解を進めるとともに、性的少数者への配慮を啓発します</td> <td>人権啓発課</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table>	具体的施策	担当課	番号	個々の障害の状態に応じた支援ができるよう、相談支援と障害福祉サービス提供の充実に努めます	障害福祉課	72	随時、健康相談を受け付けるとともに、高齢者サロンにおける出張健康相談を実施して、必要に応じて支援を行います	健康生きがい課	73	性的指向、性自認等の多様性に関する理解を進めるとともに、性的少数者への配慮を啓発します	人権啓発課	74	<p><b>【最終案 P49】</b></p> <p>基本方向4 安全・安心な暮らしの実現</p> <p>計画課題(11) 困難な状況を抱えた女性等への支援と多様性を尊重する社会づくり</p> <p><b>推進施策⑰高齢者、障害者、外国人、性的少数者等が安心して暮らせる地域社会づくり</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的施策</th> <th>担当課</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個々の障害の状態に応じた支援ができるよう、相談支援と障害福祉サービス提供の充実に努めます</td> <td>障害福祉課</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>随時、健康相談を受け付けるとともに、高齢者サロンにおける出張健康相談を実施して、必要に応じて支援を行います</td> <td>健康生きがい課</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>性的指向、性自認等の多様性に関する理解を進めるとともに、性的少数者への配慮を啓発します</td> <td>人権啓発課 男女共同参画課</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table>	具体的施策	担当課	番号	個々の障害の状態に応じた支援ができるよう、相談支援と障害福祉サービス提供の充実に努めます	障害福祉課	72	随時、健康相談を受け付けるとともに、高齢者サロンにおける出張健康相談を実施して、必要に応じて支援を行います	健康生きがい課	73	性的指向、性自認等の多様性に関する理解を進めるとともに、性的少数者への配慮を啓発します	人権啓発課 男女共同参画課	74
具体的施策	担当課	番号																							
個々の障害の状態に応じた支援ができるよう、相談支援と障害福祉サービス提供の充実に努めます	障害福祉課	72																							
随時、健康相談を受け付けるとともに、高齢者サロンにおける出張健康相談を実施して、必要に応じて支援を行います	健康生きがい課	73																							
性的指向、性自認等の多様性に関する理解を進めるとともに、性的少数者への配慮を啓発します	人権啓発課	74																							
具体的施策	担当課	番号																							
個々の障害の状態に応じた支援ができるよう、相談支援と障害福祉サービス提供の充実に努めます	障害福祉課	72																							
随時、健康相談を受け付けるとともに、高齢者サロンにおける出張健康相談を実施して、必要に応じて支援を行います	健康生きがい課	73																							
性的指向、性自認等の多様性に関する理解を進めるとともに、性的少数者への配慮を啓発します	人権啓発課 男女共同参画課	74																							

本文修正内容(修正前)

【初案 P56, P57】

第3章 計画の推進

4. 計画の推進にかかる目標値

基本方向1

(略)

基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍の推進

項目	第4次計画策定時 (2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2025・R7)
ハラスメントに対する対策を講じている事業所の割合(就業規則等での明示及び相談窓口の設置) ※1	26.4%	15.4%	30%
本市審議会等における女性委員の登用割合 ※2	28.6%	28.6%	35%
女性委員がいない本市審議会等(女性委員がいない本市審議会等の数/本市審議会等の数) ※2	14/88	11/94	0

基本方向3

(略)

基本方向4 安全・安心な暮らしの実現

項目	第4次計画策定時 (2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2025・R7)
男女共同参画支援センター(ゆめりあうじ)女性のための相談窓口の認知度 ※1	26.80%	18.40%	30%
「デートDV」という言葉の認知度 ※1	-	約30%	40%

デートDVの認知度についてはH26内閣府調査で27.4%であったためそれを参考に約30%としている

宇治市役所での取組

項目	第4次計画策定時 (2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2025・R7)
本市管理監督者への女性職員の登用割合 ※2	20.2%	22.1%	25%
本市男性職員の育児休業取得率(取得者数/対象者数) ※2	4.0%	11.1%	20%

本文修正内容(修正後)

【最終案 P57, P58】

第3章 計画の推進

4. 計画の推進にかかる目標値

基本方向1

(略)

基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍の推進

項目	第4次計画策定時 (2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2025・R7)
ハラスメントに対する対策を講じている事業所の割合(就業規則等での明示及び相談窓口の設置) ※1	26.4%	15.4%	30%
本市審議会等における女性委員の登用割合 ※2	28.6%	28.6%	<u>40%</u>
女性委員がいない本市審議会等(女性委員がいない本市審議会等の数/本市審議会等の数) ※2	14/88	11/94	0

基本方向3

(略)

基本方向4 安全・安心な暮らしの実現

項目	第4次計画策定時 (2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2025・R7)
男女共同参画支援センター(ゆめりあうじ)女性のための相談窓口の認知度 ※1	26.8%	18.4%	30%
「デートDV」という言葉の認知度 ※1	-	<u>27.4%</u>	40%

デートDVの認知度の現状値についてはH26内閣府調査による。

宇治市役所での取組

項目	第4次計画策定時 (2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2025・R7)
本市管理監督者への女性職員の登用割合 ※2	20.2%	22.1%	25%
本市男性職員の育児休業取得率(取得者数/対象者数) ※2	4.0%	11.1%	<u>30%</u>

上記以外にも誤字、脱字及び表現等軽微な点について修正を行いました。